

令和7年度 第11回

上島町農業委員会
議事録

令和8年1月16日

開	会	令和8年1月16日	13時30分	
閉	会	令和8年1月16日	13時52分	
開	催	場	所	
		上島町岩城総合庁舎 2階 大ホール		
現	地	日	時	
		① 1/14 14:00	② 1/14 11:00	
		③ 1/7 15:00		
	見	回	農業委員	推進委員
			① 山上 耕司 委員	② 村上 穂 委員
			③ 古本 実 委員	
事務局		① ~③ 田名後高広		
出	席	委員		
		古川 泰弘 委員	小西 佳子 委員	
		田中 一富 委員		
		仲平 まゆみ 委員	青木 俊樹 委員	
		岡辺 恒一 委員		
		山上 耕司 委員	砂川 勝利 委員	
濱本 等 委員				
幸本 郁夫 委員	佐藤 美和 委員			
村上 穂 委員				
平岡 修 委員	古本 実 委員			
中 哲夫 委員				
欠		席 委 員		
職務のため出席した者の氏名		黒瀬 智貴	松浦 孝志	
		砂川 雅栄	田名後 高広	
議事録署名人		小西 佳子 委員	田中 一富 委員	
議	事	の	概	
		要		
		日程第1	会議録署名委員の指名について	
		第1号議案	農地法第3条許可申請について(弓削藤谷)	
		第2号議案	農地法第4条許可申請について(生名)	
		第3号議案	農地法第5条許可申請について(岩城)	
		その他	前回の総会審議案件の処理状況について 他	

議案番号等	答弁者等	答弁者等の内容
(開 会)	事務局長	定刻前ではございますが、皆さんお揃いですので、ただ今より令和7年度第11回上島町農業委員会総会を開会致します。
		本日の出席委員数は、農業委員8名、推進委員7名です。上島町農業委員会会議規則第6条の規定により過半数の農業委員が出席しておりますので本会は成立いたします。
		それでは、はじめに古川会長より招集の挨拶をお願いします。
会長挨拶	会 長	(開会挨拶)
	事務局長	これより上島町農業委員会会議規則第4条により会長が議長を務めます。
日程第1	議 長	それでは議事に入る前に 日程第1、議事録署名委員を指名致します。小西委員、田中委員、よろしくお願いします。
第1号議案	議 長	それでは議案審議に入ります。第1号議案、農地法第3条許可申請について事務局から説明を求めます。
	事務局	(内容説明)
		農地法第3条の許可基準について、次のいずれかに該当する時は許可されません。①権利を取得しようとする者が、申請地含む全ての農地を効率的に耕作すると認められない場合。②権利を取得しようとする者が、原則年間150日以上農作業に常時従事すると認められない場合。③権利取得後の耕作内容や農地の位置・規模がその周辺地域の農地の集団化、農作業の効率化など、農業上の総合的な利用に支障をきたす恐れがあると認められる場合となっており、不許可の全て要件に該当しないとの判断です。
		第1号議案の説明は以上です。
	議 長	現地確認された山上委員の説明を求めます。
	山上委員	1月14日に事務局と現地確認に行きました。譲受人と譲渡人が親戚関係にあるのか、譲受人が以前から現況写真のように畑の管理をしていたようです。ですので、何も問題ないと思います。以上です。
	議 長	以上で説明は終わりです。ご意見、ご質問はございませんか。
審 議	各委員	(意見なし)
	議 長	それでは、第1号議案を賛成の方は挙手をお願いします。
採 決	各委員	(全員挙手)
	議 長	全員賛成ということで、許可といたします。
第2号議案	議 長	それでは、第2号議案、農地法第4条許可申請について事務局から説明を求めます。

議案番号等	答弁者等	答弁者等の内容
	事務局	(内容説明) 本転用申請にかかる農地法の要件について、まず、「一般基準」については、(1)農地の全てを確実に事業の用に供すること(法第5条2項3号)については、全体をしようします。①事業者の資力・信用はあるかは、問題ありません。②農地を農地以外のものにする行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ているかについては、問題ありません。③転用に必要な他法令の許可の見込みについては、該当ありません。(2)周辺の営農条件に悪影響を与えないこと(法第5条2項4号)については、被害防除措置計画書に記載のとおり、周囲の営農に対し影響ありません。以上、「一般基準」の要件は満たしていると判断されます。続いて、「立地基準」は、農用地区域外農地で役場庁舎などの公益的施設から約300メートル以内の距離にある第3種農地に該当し、原則として許可する農地であると判断されます。第2号議案の説明は以上です。
	議長	現地確認された村上委員の説明を求めます。
	村上委員	1月14日に事務局と現地確認に行きました。事務局からも説明がありましたが、この場所は長年、三秀園と呼ばれている日本庭園で、祭りもあって自分も子どもの時から親しみがある場所です。しかし、申請地の名目が農地となっているので、日本庭園として引き継ぐのに雑種地に転用したいということです。以上です。
	議長	以上で説明は終わりです。ご意見、ご質問はございませんか。
審議	各委員	(意見なし)
	議長	それでは、第2号議案を賛成の方は挙手をお願いします。
採決	各委員	(全員挙手)
	議長	全員賛成ということで、許可といたします。
第3号議案	議長	それでは、第3号議案、農地法第5条許可申請について事務局から説明を求めます。
	事務局	(内容説明) 本転用申請にかかる農地法の要件について、まず、「一般基準」については、(1)農地の全てを確実に事業の用に供すること(法第5条2項3号)については、土地利用計画図のとおり、全体を使用する計画となっています。①事業者の資力・信用はあるかは、資金計画書・資金証明書のとおりです。②農地を農地以外のものにする行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ているかについては、該当ありません。

議案番号等	答弁者等	答弁者等の内容
		② 転用に必要な他法令の許可の見込みについては、該当ありません。
		(2) 周辺の営農条件に悪影響を与えないこと(法第5条2項4号)については、『被害防除措置計画書に記載のとおり、周囲の営農に対し影響ありません。以上、「一般基準」の要件は満たしていると判断されます。第3号議案の説明は以上です。
	議長	現地確認された古本委員の説明を求めます。
	古本委員	1月7日に事務局と現地確認に行きました。14ページの地番地目図を見ていただいたら分かりやすいと思うのですが、譲受人と譲渡人は兄妹関係で、妹さんが土地を購入して家を建てて住んでいるんですが、進入路として使っている今回の申請地が転用許可を受けていないまま使っていましたので、許可となれば何も問題ないと思います。以上です。
		以上で説明は終わりです。ご意見、ご質問はございませんか。
	議長	(意見なし)
審議	各委員	それでは、第3号議案を賛成の方は挙手をお願いします。
	議長	(全員挙手)
採決	各委員	全員賛成ということで、許可といたします。
(閉会)	議長	それでは、以上をもちまして令和7年度第11回農業委員会総会を終了いたします。
		議事録署名人 古川 泰弘
		議事録署名人 小西 佳子
		議事録署名人 田中 一富